



Q 鳥取県内のコンビニでアルバイトとして県最低賃金で働いています。最低賃金は10月から何円に上がったのでしょうか。

A 鳥取県内の事業所で働くすべての労働者に適用される「鳥取県最低賃金」は、今年10月6日から1時間821円に改正されました。



鳥取県最低賃金は時間給821円に改正

日以降、あなたの賃金は改正後の鳥取県最低賃金以上の賃金額で計算されて支払われることとなります。

支払われている賃金と最低賃金額を比較するためには、対象となる賃金を1時間当たりの金額に換算します。

ここで注意すべき事項が2点あります。まず、比較するのは税金等を控除した手取りの賃金ではなく、控除前の賃金であることです。

また、支払われた賃金のうち①精皆勤手当、通勤手当、家族手当②臨時に支払われる賃金③1カ月を超える期間ごとに支払われる

賃金④時間外労働、休日労働および深夜労働の割増賃金—は対象になりません。

賃金が時間給制ではない場合の最低賃金との比較方法は、日給制の場合は原則、対象となる賃金の日額を1日の所定労働時間数で割って時間額を計算し、最低賃金額と比較します。

月給制の場合は、対象となる月給額を1カ月所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合は1年間の1カ月平均所定労働時間数)で割って時間額を計算し、最低賃金額と比較します。